

横浜市で **戸建てのリフォーム** をお考えなら、

断熱・省エネ性能 を高めることで、

既存住宅断熱改修補助金 を活用できます！

Case1 子育て世代の住替え

>> 新たに中古住宅を購入&リフォーム

最大
150万円



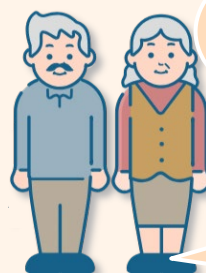
高断熱

Case2 定住世帯

>> 現在のお住まいをリフォーム

1棟改修 最大

120万円



部分改修 最大

100万円

市の制度

令和8年度
横浜市

既存住宅断熱改修補助制度



今年度から住宅の一部エリアの改修でも補助対象に！

※当制度の詳細は裏面をご覧ください。／ 併用可能な各種制度や金額は時期によって変動します。



下記の各制度も併用可能

国の制度

先進的窓リノベ2026事業
最大100万円

給湯省エネ2026事業
最大17万円

…など

高断熱・高気密な省エネ住宅への改修にはメリットがいっぱい!!!

外壁、窓、屋根・天井や床などの断熱性・気密性を高めることで、外気の影響を受けにくくなります。
冷暖房等によるエネルギーの消費量を減らし、より快適で健康的な生活を送りませんか？



対象となる住宅／工事内容 等（主な要件）



補助対象外
の工事例

●外壁塗装のみ ●屋根の葺き替えのみ
●窓改修のみ ●お風呂・トイレ改修のみ 等

① 次の要件を満たす住宅への改修（や住替え）等

- ・市内の既存住宅であること。
- ・外壁、屋根・天井または床（基礎）に一定量以上の断熱材を使用する断熱改修を行うこと。
- ・建物1棟または部分（居室と浴室脱衣室エリアを含む連続したエリア）に断熱等級6以上相当の省エネ性能を有すること。
- ・耐震性能を確保した建築物であること。
- ・土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。

② 令和7年4月1日以降に、次のいずれかの契約を締結していること。

- ・工事契約タイプ： 躯体の断熱改修により対象住宅とするための契約
- ・買取再販タイプ： 躯体の断熱改修がされた対象住宅を取得するための契約

③ 「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」において、登録済み、又は実績報告までに登録する予定の事業者からの申請とすること。

対象となる方／補助金額（主な要件）

●子育て世帯の住替え： 最大150万円

- ・令和8年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯
- ・令和8年4月1日時点で夫婦のいずれかが49歳以下である世帯
- ・申請日から令和9年2月28日までの間に、世帯全員が対象住宅に引越し（住民票の移転）を行うこと
- ・令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、所有権の移転登記の申請をすること

・・・等

●定住世帯： 最大120万円（部分改修は最大100万円）

- ・対象住宅に居住（住民票登録）していること
※ 買取再販タイプにおいては、対象住宅に、申請日から令和9年2月28日までの間に引越し（住民票の移転）を行うこと
- ・対象住宅の所有権を有していること
※ 買取再販タイプにおいては、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、所有権の移転登記の申請を行うこと
- ・工事が、申請日から令和9年2月28日までの間に完了すること

・・・等

制度利用に向けた工事内容の検討や申請手続きには、
専門知識を持った「登録事業者」との連携が必要となります。

リフォーム業者が
決まっている

リフォームを依頼予定の事業者様に、「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」へ事業者登録していただく必要があります。

よこはま健康・
省エネ住宅事業者
登録・公表制度

未登録の設計者／施工者の皆さまへ

補助制度および事業者登録・公表制度の内容についてご説明いたします。下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。

リフォーム業者が
決まっていない

「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」の登録事業者様にご相談ください。⇒登録事業者リストは右の二次元コードから



☒ 詳しくは補助制度のウェブサイトをご確認ください

横浜市 既存住宅断熱改修補助

窓口

横浜市建築局住宅部住宅政策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10



045-671-2922

[受付時間] 9:00～17:00

※12:00～13:00、土日祝除く

[メール] : kc-kizondannetuhojo@city.yokohama.lg.jp

